

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び 研修農場の整備における研修機関等認定要領

第1 趣旨

この要領は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官通知。（以下「国実施要綱」という。））別記2の第5の1の（1）のイの（ア）、別記4の第7の3の（1）のケに定める「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について」（令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると都道府県が認める機関（以下「県が認める研修機関等」という。）の認定手続きについて必要な事項を定める。

第2 定義

この要領で定める県が認める研修機関等は、次のとおりとする。

- 1 静岡県立農林環境専門職大学
- 2 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
- 3 1及び2以外の静岡県内に所在する農業者研修教育施設（以下、「研修農場」という。）
- 4 専門学校、国立研究機関、独立行政法人等（以下「教育機関等」という。）
- 5 地域における次世代の農業者育成を目的に設置された団体で、実習と講義を組み合わせた農業者育成のための実践研修を行う研修機関（以下「研修団体」という。）
- 6 県内で農業を営む先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）

第3 研修機関等の認定

県が認める研修機関等として、次のいずれかに該当する者について認定する。

- 1 静岡県立農林環境専門職大学
- 2 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
- 3 上記1及び2に準じ、就農に必要な農業技術や経営ノウハウが習得できる研修機関等で、第4の規定に基づく認定審査により県が特に認めるもの

第4 研修機関等の認定審査

第3の3に規定する、県が特に認める研修機関等の認定審査の手続きについては、次のとおりとする。

1 申請

研修機関等の認定を希望する研修機関等は、（1）提出書類を（2）提出先へ提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 共通書類

- (a) 研修機関等認定（変更）申請書（別紙様式第1号）
- (b) 研修内容・カリキュラム等が分かる資料
- (c) 研修機関等の認定基準等チェックリスト（別紙様式第5号）
- (d) その他知事が必要と認める書類

イ 第2の3、5、6の追加書類

- (e) 指導農家や先進農家等の経営状況等の概要が分かる資料
 - (f) 指導農家について市町が認めた農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づく直近の経営改善計画の写し又は、静岡県農業経営士の場合は、認定証書の写し
 - (g) 研修生の就農後5年間の想定される収支計画及びその算出根拠
 - (h) 新規就農支援プラン又はそれに準ずる資料
 - (i) 研修受入体制及び就農後のフォロー体制が分かる資料（表、図など）
- ※ (b)、(e)、(g)、(h)の書類について、公益社団法人静岡県農業振興公社が実施する「がんばる新農業人支援事業」に関する書類を流用できるものとする。

※指導者に農家を含まない第2の3の場合は、(e)及び(f)の書類について、提出不要とする。

(2) 提出先

- ア 第2の4：県経済産業部農業局農業ビジネス課（以下、「農業ビジネス課」）
- イ 第2の3、5、6：所在する市町を管轄する県農林事務所

(3) 提出期限

別に県が定める研修計画の提出期限に同じ

(4) 提出書類の確認

農業ビジネス課は提出書類に対して内容の確認ができるものとする。

2 審査

県は、認定を受けようとする研修機関等について、別に定める新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等認定審査会設置要綱に基づき、下記のとおり審査を実施する。

(1) 申請手続

申請書の提出を受けた農業ビジネス課又は県農林事務所は、申請者との面談を行い、研修機関等の認定基準等チェックリスト（別紙様式第5号）により第4の2の（4）の認定基準を満たすことを確認する。確認の結果、認定基準を満たすと判断した申請書類を審査会へ提出する。なお、県農林事務所は申請書について意見書（別紙様式第6号）を付して審査会へ提出する。

(2) 本審査

ア 審査方法

審査員は、第4の1の(1)に基づく書類や研修機関等の認定基準等チェックリスト(別紙様式第5号)のほか、申請者によるプレゼンテーション及び審査員との質疑応答により審査する。

審査員は、第4の2の(4)の認定基準について、各項目ごとに妥当性を「可・否」で評価する。

イ 研修機関の認定

審査員による合議(総合審査)のうえ、審査長が最終決定した申請者を研修機関として認定する。ただし、申請書の軽微な修正等で認定と判断される場合は、条件付認定とする。条件付認定となった申請者は、書面による追加審査を行うことができる。

ウ 意見

審査員は申請者に対し、意見を付すことができる。

(3) 審査結果

農業ビジネス課は、第2の4については申請者へ、第2の3、5、6については、県農林事務所を通じて審査結果を通知する(別紙様式第7号)。なお、前項(2)のウの意見がある場合は、これを付して通知する。

審査結果を受けた県農林事務所は、速やかに審査結果を申請者へ送付する。

(4) 認定基準

研修機関等として、次のア～エについて全て満たすものとする。

ア 「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業(研修農場の整備)における研修機関等の認定基準について」(令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知)に掲げる基準(別紙様式第5号の認定基準No1～10)を全て満たすこと。

イ 研修機関等の事務所(事務局)及び主な研修場所が静岡県内に所在していること。

ウ 第2の3、5、6における指導農家は以下の要件を全て満たすこと。

(a)原則5年以上の農業経験がある認定農業者であること。

(b)県が認める水準(別記)以上の経営力を有すること。

(c)過去に概ね1年以上の研修受入実績(就農準備資金及び同等の研修カリキュラムを受講していること)があること。又は、従業員(パート、アルバイト含む)を雇用し指導した実績があること。

エ 就農した独立・自営就農者、親元就農者に対し、営農について適切な指導・助言を行うことができること。

第5 研修機関等の公表

県は認定した研修機関等について、公表するものとする。

期間の延長を承認する。

農業ビジネス課は、第2の4については申請者へ、第2の3、5、6については、県農林事務所を通じて、延長した認定期間を通知する（別紙様式第8号）。

なお、延長の期間は、審査会で承認された翌月1日から3年間とする。

第9 研修機関等の認定の辞退

研修機関等は、第4の2による認定を辞退する場合は、研修機関等認定辞退届（別紙様式第4号）により届け出る。

第10 研修機関等の認定の取り消し

県は、次の事項に該当したときは、事業の遂行に支障がないことを確認の上、研修機関等の認定を取り消すことができる。

- 1 第9による認定の辞退があった場合
- 2 第4の2の（4）の認定基準を満たしていないと認められる場合
- 3 研修機関等として相応しくない行為があった場合
- 4 虚偽の申請があった場合
- 5 その他（知事が特に認めたもの）

附 則

- 1 この要領は、令和4年5月17日から施行する。
- 2 令和3年度までに農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業等研修機関等認定要領に基づく認定を受け、かつ、研修機関等の認定の取り消しを受けていない研修機関等については、この要領の規定による認定を受けたものとみなす。
- 3 今後、令和3年度までに農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業等研修機関等認定要領に基づく認定を受け、かつ、研修機関等の認定の取り消しを受けた場合は、この要領に基づく認定についても取り消したものとみなす。
- 4 この要領は、令和6年5月23日から施行する。
- 5 この要領は、令和6年12月1日から施行する。
- 6 令和6年11月30日までに同要領に基づく認定を受け、かつ、研修機関等の認定の取り消しを受けていない研修機関等については、この要領の規定による認定を受けたものとみなす。

別記

県が認める経営力の水準について

- 1 経営力^{*}は、個人の場合は専従者給与を引く前の農業所得、法人の場合は税引前当期純利益と役員報酬を合わせた額（以下、農業所得）で判断することとし、その水準はおおむね農業経営基盤強化促進法に基づく市町基本構想における効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者）の農業所得の目標額とする。

○農業所得の計算方法

個人の場合 $(\text{収入金額} - \text{経費}) / \text{主たる従事者の人数}$

法人の場合 $\{(\text{税引前当期純利益} + \text{法人の役員報酬}) \times \text{農業関連事業等の売上高} / \text{総売上高}\} / \text{農業・関連事業等に従事する役員的人数}$

- 2 経営力の水準は、直近3か年の平均で判断する。
- 3 農業所得には、農業生産のほか、農産物加工、農家レストラン、農家民宿、作業受託等の関連事業を含む。
- 4 災害や病虫害などによる単年度の極端な収量の減少や販売価格の下落、原材料の高騰、通常の農業経営では必要のない設備の減価償却費（研修生受入れのための施設等）については、これらの状況を勘案して、極端な収量の減少等があった年を除いた3か年平均で経営体の農業所得を判断できるものとする。
- 5 静岡県農業経営士の認定者においては、認定をもって上記1～4を満たしているものとする。

※経営力：反収、単価、経費、販売等を総合的に判断する指標

(別紙様式第1号)

研修機関等認定（変更）申請書

(新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び研修農場の整備)

令和 年 月 日

静岡県知事 (氏名) 様

所在地
研修機関等名称
代表者 職氏名
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び研修農場の整備の研修機関等として認定を受けたいので、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び研修農場の整備における研修機関等認定要領第4の1に基づき（変更）申請します。

※下線部は変更申請の場合「第6」とする。

1 研修機関等の概要

設置年（経過年数） ※先進農家等の場合は経営開始年（経営年数）	年 月 （ 年）			
研修作目ごとの 研修ほ場の状況 ※派遣研修先含む ※行が不足する場合は適宜追加する	作目名	所有地 (a)	借入地 (a)	
研修管理責任者	所属		氏名	
連絡先	電話番号		メールアドレス	

2 研修管理体制

研修生の健康管理及び 事故防止への対応策	
研修実施状況の評価 体制	

3 研修期間、研修内容

要領第4の1の(1)の(b)のとおり。

4 研修等に係る手続への協力（同意する場合は下記にチェックをしてください。）

- 私（本法人又は団体）は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱に基づき、静岡県及び交付対象者が行う手続に協力します。
- 私（本法人又は団体）は、公序良俗に反する行為を行いません。
- 私（本法人又は団体）は、研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できます。
- 私（本法人又は団体）は、研修生の研修実施状況について適切な評価ができます。
- 私（本法人又は団体）は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官通知）に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続等に対して協力します。

添付書類

- ① 研修の実施が位置づけられていることがわかる書類
法人格のある場合は定款、登記簿謄本の写し
法人格のない場合は規約、設置要領、運営要領、事業計画等
- ② 構成員全員（講師等を含む）の所属、役職、役割、従事年数がわかる名簿

(別紙様式第2号)

研修機関等認定事項の変更届

(新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び研修農場の整備)

令和 年 月 日

静岡県知事 (氏 名) 様

所在地
研修機関等名称
代表者 職氏名
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

〇年〇月〇日付〇〇第〇号で認定を受けた事項を下記のとおり変更したので、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び研修農場の整備における研修機関等認定要領第6の規定に基づき届け出ます。

記

項目		変更前	変更後
代表者名			
所在地			
連絡先	電話番号		
	メールアドレス		
研修管理責任者名			
構成員の所属、役職等			
その他			

※変更がわかる資料を添付すること

(別紙様式第3号)

研修機関等認定期間延長申請書

(新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び研修農場の整備)

令和 年 月 日

静岡県知事 (氏 名) 様

所在地
研修機関等名称
代表者 職氏名
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

○年○月○日付○○第○号による研修機関等の認定について、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び研修農場の整備における研修機関等認定要領第7の規定に基づき認定期間の延長を申請します。

1 研修機関の概要及び研修管理体制

項目	前回認定時			今回延長時		
最終認定期間	年 月 日～年 月 日			-		
作目等 ^{※2}	作目名	所有地 (a)	借入地 (a)	作目名	所有地 (a)	借入地 (a)
代表者名						
所在地						
連絡先	電話番号					

	メールアドレス		
研修管理責任者名			
構成員所属、役職等 ^{※2}			
研修生の健康管理及び事故防止への対応策			
研修実施状況の評価体制			
その他			

(記入方法)「前回認定時」の内容を全て記入し、その内容から変更がある場合^{※1}は、「今回延長時」に変更内容を記入すること。

※1：変更内容がわかる資料を添付すること。

※2：行が不足する場合は適宜追加すること。

2 研修生受入実績

	研修生 氏名	受入期間	就農日	就農状況 ^{※3} (○or×)
1		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日	令和 年 月 日	
2		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
3		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
4		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
5		令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		

※3：就農日から3年以上が経過している者については、就農日から3年後時点、就農日から3年が経過していない者については、申請日時点における就農状況を就農は○、離農は×で記載する。

(別紙様式第4号)

研修機関等認定辞退届

(新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び研修農場の整備)

令和 年 月 日

静岡県知事 (氏 名) 様

所在地

研修機関等名称

代表者 職氏名

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

〇年〇月〇日付〇〇第〇号による研修機関等の認定について、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び研修農場の整備における研修機関等認定要領第9に基づき辞退します。

1 辞退の理由

(別紙様式第5号)

研修機関等の認定基準等チェックリスト

(新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び研修農場の整備)

申請機関名

県確認 令和 年 月 日

I 研修機関等の認定基準の確認

該当の有無をチェック欄に○、×で記入する

認定基準		申請者		県確認欄※1
		チェック欄	根拠書類(ページ等も記載する)	
1	研修を着実に実施し、交付対象者が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること			
2	定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること(農業経営体においては、研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする)			
3	研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること			
4	研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること(派遣研修先を含む)			
5	研修期間が概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること			
6	研修時間が原則1日8時間を越えていないこと。また、一定の休憩時間及び休日を確認していること			
7	7-1 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修が設定されていること			
	7-2 農業機械・機器・施設の操作方法・整備安全対策に関する研修が設定されていること			
	7-3 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修が設定されていること			
8	研修生の健康管理、事故防止に十分配慮でき、研修実施状況について適切な評価ができること			
9	新規就農者育成総合対策実施要綱(農業人材力強化総合支援事業実施要綱)等に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続き等に対する協力が可能であること			
10	その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、新規就農者を育成する研修機関として適切であること			

11	研修機関等の事務所(事務局)及び主な研修場所在静岡県内に所在していること			
12 ※2	原則5年以上の農業経験がある認定農業者であること			
13 ※2	県が認める水準(別記)以上の経営力を有すること			
14 ※2	過去に概ね1年以上の研修受入実績(就農準備資金及び同等の研修カリキュラムを受講していること)があること。又は、従業員(パート、アルバイト含む)を雇用し指導した実績があること			
15	就農した独立・自営就農者、親元就農者に対し、営農について適切な指導・助言を行うことができること			

※1 県研修機関等認定要領第2の4の場合: 農業ビジネス課、同要領第2の3、5、6の場合: 管内農林事務所が確認する。

※2 同要領第2の3(指導者に農家を含む場合)、5、6の研修機関のみ確認する。

農林事務所又は農業ビジネス課記入欄

評価	認定基準を	満 た す	・	満 た さ ない
II 書類の確認				
<p>ア 共通書類</p> <p><input type="checkbox"/> a 研修機関等認定申請書(別紙様式第1号)</p> <p><input type="checkbox"/> b 研修内容・カリキュラム等が分かる資料 ※3</p> <p><input type="checkbox"/> c 本チェックリスト</p> <p><input type="checkbox"/> d その他知事が必要と認める書類(特段の指示がなければ不要)</p> <p>イ 同要領第2の3、5、6の研修機関等の追加書類</p> <p><input type="checkbox"/> e 指導農家の経営状況等の概要が分かる資料 ※3 ※4</p> <p><input type="checkbox"/> f 市町が認めた農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づく直近の経営改善計画の写し、又は静岡県農業経営士の場合は、認定証書の写し ※4</p> <p><input type="checkbox"/> g 研修生の就農後5年間の想定される収支計画及びその算出根拠 ※3</p> <p><input type="checkbox"/> h 新規就農支援プラン又はそれに準ずる資料 ※3</p> <p><input type="checkbox"/> i 研修受入体制および就農後のフォロー体制が分かる資料(表、図など)</p>				

※3 公益社団法人静岡県農業振興公社が実施する「がんばる新農業人支援事業」に関する書類を流用できるものとする。

※4 指導者に農家を含まない第2の3の場合は、(e)及び(f)の書類について、提出不要とする。

(別紙様式第 6 号)

認定を受けようとする研修機関等についての意見書

令和 年 月 日
静岡県〇〇農林事務所

申請機関名	
研修受入体制について (認定基準 No 1)	農地の探し方 技術指導 農業機械・施設の取得
研修内容・カリキュラムについて (No 3、7)	
講師・指導者について (No 4、13)	経営力の有無 農業機械・施設の備え
就農後のフォロー体制について (No15)	技術指導 販売先の確保 経営支援 労働力の確保
特記事項 (地域における役割等)	J A、市、県との関わり

(別紙様式第7号-1)

第 号
令和 年 月 日

申請機関代表者 様

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等認定審査会会長
（農業ビジネス課長）

令和 年度第 回新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等
認定審査会の結果について

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等認定審査会の結果、下記の研修機関
等認定の申請内容が認定と認められましたので通知します。

記

- 1 認定日 令和 年 月 日
- 2 認定期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 その他 別紙1「令和 年度第 回新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等認定審査会審査委員参考意見【認定者用】」を参照ください。

担 当：
電 話：

(別紙様式第7号-2)

第 号
令和 年 月 日

申請機関代表者 様

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等認定審査会会長
（農業ビジネス課長）

令和 年度第 回新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等
認定審査会の結果について

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等認定審査会の結果、下記の研修機関
等認定の申請内容が条件付認定と認められましたので通知します。

記

1 連絡事項

- ・別紙2「令和 年度第 回新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等認定
審査会審査委員参考意見【条件付認定/不認定者用】」をご確認のうえ修正等
が必要な書類について、令和 年 月 日（ ）までに県農林事務所又は農
業ビジネス課まで提出をお願いします。
- ・書類の受理後、改めて書面審査を実施し結果をお送りします。

担 当：

電 話：

(別紙様式第7号-3)

第 号
令和 年 月 日

申請機関代表者 様

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等認定審査会会長
（農業ビジネス課長）

令和 年度第 回新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等
認定審査会の結果について

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等認定審査会の結果、下記の研修機関
等認定の申請内容が不認定と判断されましたので通知します。

記

- 1 その他 別紙2「令和 年度第 回新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等認定審査会審査委員参考意見【条件付認定/不認定者用】」を参照ください。

担 当：
電 話：

(別紙1)

令和 年度第 回新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等認定審査会
審査委員参考意見【認定者用】

申請機関名	
-------	--

1 審査委員参考意見

--

(別紙2)

令和 年度第 回新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等認定審査会
審査委員参考意見【条件付認定/不認定者用】

申請機関名	
-------	--

1 修正が必要な箇所/精査が必要な認定基準

番号	修正が必要な箇所/ 精査が必要な認定基準内容	理由（改善すべき点）

2 審査委員参考意見

--

(別紙様式第8号)

第 号
令和 年 月 日

研修機関代表者 様

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等認定審査会会長
（農業ビジネス課長）

認定期間の延長について

○月○日に提出がありました認定期間延長申請書について、要領第8の3に基づき承認しましたので、下記のとおり認定期間を通知します。

記

- 1 認定日 令和 年 月 日
- 2 前回認定期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 延長承認日 令和 年 月 日
- 4 今回認定期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

担 当：
電 話：